

**令和8年度ものづくり等人材育成事業委託業務に係る
企画提案競技募集要項**

1 契約に付する事項

- (1) **業務名** 令和8年度ものづくり等人材育成事業委託業務
- (2) **履行期間** 契約締結日から令和9年3月5日まで
- (3) **業務概要** 別紙仕様書のとおり
- (4) **限度額** 2,683,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。なお、同種の事業実績がない場合であっても、必要な経営基盤を有する者は対象とするものである。
- (2) 次の①から⑤までの各項目のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する場合
 - ② 事業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
 - ③ 県税を滞納している場合
 - ④ 事業年数が一年未満である場合
 - ⑤ 代表者等(法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。)である場合
- (3) 書類の提出期限日において現に大分県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 特定の公職者(その候補者を含む。)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

3 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること。

- (1) 企画提案競技申込書【様式1】：1部
- (2) 誓約書【様式2】：1部
- (3) 企画提案説明書(企画書)(A4を基本とし、枚数制限なし)【様式自由】：6部

※企画提案説明書(企画書)については、以下の内容を作成すること。

- ① 企画提案者及び提案の概要
 - ・ 提案者の概要(企業等の概要)、提案する企画の概要及び事業効果を高めるために工夫したポイントについて記載
- ② 業務内容ごとの具体的提案
 - ・ 仕様書に記載した会場(案)での実施内容(職種、製作品、作業内容、実施体制等)について記載
- ③ 概算経費
 - ・ 当該業務に必要な経費の見積書(案)を添付(明細はものづくり体験教室、職業体験事業、高校生技能実践事業と分けること。)

④実績、経歴の説明

- ・過去に同種又は類似の事業実績があればその実績を記載（事業名、事業主体、期日、規模等）

⑤特記事項

- ・その他本事業実施における優位性等があれば記載

⑥事故防止等に関する事項

- ・事故防止に関する体制及び緊急時の体制を記載

4 提出期限

- (1) 提出期限 令和8年5月27日（水）午後5時まで【必着】
- (2) 提出先 大分県商工観光労働部 産業人材政策課 職業能力開発班
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
- (3) 提出方法 上記の提出先に持参または郵送により提出すること。
（電子メール又はFAXでの提出は不可）

5 質問の受付及び回答

提案についての質問は、令和8年5月19日（火）午後5時までにEメールにて提出すること（様式自由）。質問に対する回答は、5月22日（金）までに、大分県ホームページに掲載する。

(1) 質問提出先

大分県商工観光労働部 産業人材政策課
E-mail a14320@pref.oita.lg.jp
件名：「質問・令和8年度ものづくり等人材育成事業委託業務企画提案競技」

(2) 回答の場所

本企画提案競技公告内（大分県ホームページ）に掲載する。

(3) その他

質問事項の回答については、本募集要項の追加又は修正とみなす。

6 企画提案競技審査会

- (1) 日時 令和8年6月3日（水）10:00～（予定）
※時間等詳細については、申込者に別途連絡する。
- (2) 場所 大分県庁舎本館 7階 71会議室
- (3) 提案方法
提出した企画提案書を使用して、1者につき15分以内の説明と10分程度の質疑を行う。追加資料等は認めない。

7 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

企画提案内容の審査基準

ア 事業効果

- ・小学生がものづくりに興味を抱く内容となっているか。
- ・参加者へ技能者の「技」をPRできる内容となっているか。
- ・中学生が技能者の職業や技能へ興味を示す内容となっているか。
- ・高校生が将来就業を目標とする仕事の分野に関する知識・技能を高める内容となっているか

イ 実現性

- ・事業効果と安全性を確保するため、企画内容に具体性があり、適正な会場の選定及

び実施体制及びこれに対応する経費内訳となっているか。

ウ 安全性

- ・怪我をする小・中学生、高校生を想定し、事故防止策及び緊急時の体制が確保されているか。

エ 業務遂行能力

- ・業務を確実に遂行するための十分な体制の確保と積極的な姿勢が見られるか。
- ・過去に同種又は類似の事業を主催又は受託等により実施し、かつ確実に遂行した実績があるか。

オ その他

- ・提案者にとって優位性等があるか。

(2) 結果通知

審査結果については、後日提案者あて書面で通知する。

8 契約締結

県は、審査の結果を踏まえて契約候補者を決定し、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、委託契約を締結するものとする。

9 受託者の変更

契約締結後であっても、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められない場合等は、契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出等に要する経費は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、この提案競技にかかる審査以外には使用しない。
- (3) 選定した企画提案書をもとに開催することを基本とするが、準備段階で県と受託者との協議の中で生まれた工夫や事業の内容を充実させる要素等の修正が必要となる場合は、提案内容の変更を求めることがある。

10 本企画提案競技に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
大分県 商工観光労働部 産業人材政策課 職業能力開発班
TEL 097-506-3330
FAX 097-506-1756